

(表1) 平成25年度における不適正な債権管理状況

滞納者	入校年月	滞納額 (円)	不適正な内容
B	平成24年4月	57,600	文書催告を半期に1回以上行っていない。 電話催告及び自宅訪問催告を行っていない。
C	平成23年4月	57,600	文書催告及び電話催告を行っていない。 自宅訪問催告を半期に1回以上行っていない。
D	平成23年4月	57,600	文書催告、電話催告、自宅訪問催告のいずれも行っていない。
E	平成22年4月	57,600	平成25年3月に催告文書が返戻されているにもかかわらず、所在調査を行っていない。
F	平成21年4月	57,600	文書催告、電話催告、自宅訪問催告のいずれも行っていない。
G	平成21年4月	57,600	文書催告、電話催告、自宅訪問催告のいずれも行っていない。

(3) 職業能力開発センター施設設備使用に係る実費の徴収を適正に行うべきもの

各職業能力開発センター及びセンターが所管する校(以下「センター等」という。)は公共職業訓練を行っており、このうち人材育成プラザを設置しているセンター等では、中小企業や事業主団体が社員教育等を実施する場合には、その施設設備を使用させている。

東京都立職業能力開発センター条例(昭和46年条例第44号)は、施設設備の使用者は実費を負担することとし、センター等は、雇用就業部が定める「都立職業能力開発センター施設設備使用に関する事務処理要綱」(昭和57年3月31日付56労経職計第531号)に基づき、光熱水費のうち電気料相当分を使用者から徴収している。そのうち200ボルト電源を使用した場合の実費を使用人員10人(注)につき1時間当たり300円と定めている。

ところで、多摩職業能力開発センター府中校において、施設設備使用に係る実費の徴収について見たところ、表2のとおり、平成25年度において、200ボルト電源の使用に係る電気料の実費全件について、使用者から徴収しておらず、適正でない。

校は、職業能力開発センター施設設備使用に係る実費の徴収を適正に行われたい。

(多摩職業能力開発センター府中校)

(注) 10人に満たない人数は切り上げる。

(表2) 徴収していない実費額

使用年月日	施設	単価(円)	単位(注)	時間(時間)	使用料(円)
平成25.5.31	実習室	300	11	5	16,500
平成25.7.4	"	300	14	1	4,200
平成25.7.19	"	300	3	4	3,600
平成25.7.23	"	300	5	10	15,000
平成25.7.24	"	300	4	2	2,400
平成25.7.25	"	300	13	4	15,600
平成25.7.26	"	300	13	4	15,600
平成25.8.7	"	300	5	3	4,500
平成25.8.8	"	300	7	4	8,400
平成25.8.9	"	300	4	1	1,200
平成26.2.9	"	300	5	3	4,500
平成26.2.28	"	300	6	3	5,400
平成26.3.29	"	300	6	6	10,800
合 計					107,700

(注) 単位とは、使用人員を10で除算し、小数を切り上げたものである。

(繰出)

(4) 林道維持管理工事について

林道規程(昭和48年4月1日付48林野道第107号林野庁長官通知)第6条によれば、林道の管理者は、その管理する林道の管理方法を定め、通行の安全を図るよう努めなければならないと定められている。

森林事務所(以下「事務所」という。)は、林道の管理者として、所管する林道における小規模災害等の緊急対応をすることを目的として、表3の林道維持管理工事を、林務出張所の管轄区域ごとに締結している。

これらの契約は、複数の工事内容ごとに単価を定め、受託者に工事の施工を指示し、出来高に契約単価を乗じて代金を支払う単価契約である。

これらの契約の実施に当たり、事務所は「林道維持関係(単価契約)取扱基準」(平成22年11月10日付22産労農森第499号。以下「取扱基準」という。)を定め、林道の維持に関する単価契約の対象は即時性のある工事のみとしている。また、即時性の定義については、通常の総価契約で施工すると①林道施設及び付属物の機能維持が困難である場合、②通行に重大な支障を及ぼす場合、③その他総価契約での施工が不適切であり、早急な対応が必要と判断された場合の、いずれかに該当する場合としている。

ところで、表3の各契約における工事の実施状況について見たところ、以下のとおり、不適正な状況が認められた。

(表3) 林道維持管理工事の契約状況

(単位：円)

項番	所管	件名	契約期間	推定総金額	受託者
1	秋川林務出張所	秋川管内林道維持管理工事 (単価契約)	平成25.5.15 ～平成25.9.30	2,419,935	H
2	秋川林務出張所	秋川管内林道維持管理工事その2 (単価契約)	平成25.10.1 ～平成26.3.31	2,427,495	
3	多摩川林務出張所	多摩川管内林道維持管理工事 (単価契約)	平成25.5.14 ～平成26.3.31	2,472,750	I
4	多摩川林務出張所	多摩川管内林道維持管理工事その2 (単価契約)	平成25.10.1 ～平成26.3.31	2,474,325	
5	浅川林務出張所	浅川管内林道維持管理工事 (単価契約)	平成25.5.15 ～平成25.9.30	2,064,468	
6	浅川林務出張所	浅川管内林道維持管理工事その2 (単価契約)	平成25.10.1 ～平成26.3.31	2,431,191	J

ア 即時性のない案件を単価の割増しがない別契約により施工すべきもの

取扱基準によれば、本件単価契約の対象は即時性のある工事のみとされている。

また、特記仕様書では「受託者は、機動力を有する作業班を常備し、契約締結の日から直ちに工事ができる体制を保持すること」と定めていることから、事務所は、積算に当たって人員確保の必要性を踏まえ、全ての工事の労務費を割増ししている。

ところで、所は表3の各契約において林道の草刈りを指示しているが、即時性があつたとは認められない事例が、表4のとおり確認された。

表4の草刈りについては、林道の日常的な点検や過去の実績を踏まえて計画的に実施することが可能であるため、即時性のある工事のみを対象とする本件単価契約によって施工することは適切でない。

事務所は、即時性のない案件を単価の割増しがない別契約により施工されたい。

(森林事務所)

(表4) 草刈りのうち即時性があつたとは認められない事例

(単位：円)

契約区分	指示日	林道名	実施面積	金額 (税込)
表3の項番5	平成25.8.8	駒木野林道・南郷林道	10,572㎡	888,048
表3の項番1	平成25.8.16	盆堀林道・駒山林道	6,300㎡	615,195
表3の項番6	平成25.10.4	中の沢林道	296㎡	29,526
合 計				1,532,769

イ 履行期限の延長に係る事務処理及び完了検査を適正に行うべきもの

「浅川管内林道維持管理工事その2(単価契約)」(表3の項番6)では、平成26年2月10日の指示として、駒木野林道等の除雪及び倒木処理を平成26年2月14日までに行うよう指示している。

この指示の実施状況を工事記録写真で確認したところ、除雪については履行期限内に完了したものの、表5のとおり、駒木野林道倒木処理は平成26年2月22日に、南土代沢林道倒木処理は平成26年3月3日に行われており、履行期限を超過していることが認められた。

これは、除雪作業完了後に再度降雪があつたため倒木処理の着手が遅れたことから、履行期限が超過したものであるが、このような場合には、履行期限の延長について適正に事務処理を行った上で、受託者に通知すべきである。

しかしながら、事務所は、履行期限の延長について事務処理することなく、また、履行期限までに工事が完了したものととして完了検査を合格としていることは適正でない。

事務所は、履行期限の延長に係る事務処理及び完了検査を適正に行われたい。

(森林事務所)

(表5) 履行期限内に完了しなかった指示の内容

(単位：円)

指示日	内容	指示数量	履行期限	記録写真の日付	金額 (税込)
平成26.2.10	駒木野林道倒木処理	1本	平成26.2.14	平成26.2.22	11,025
	南土代沢林道倒木処理	2本	平成26.2.14	平成26.3.3	22,050
合 計					33,075

ウ 指示工事の中止について適正に意思決定を行い、書面で通知すべきもの

「多摩川管内林道維持管理工事その2(単価契約)」(表3の項番4)における平成26年3月7日の指示書を見たところ、所が林道の除雪を指示し、受託者も事務所の指示を受けたとしているものの、当該工事は行われていないことが認められた。

このことについて、事務所は、当該工事の施工の必要がなくなったため中止し、その旨を受託者には口頭で通知したとしているが、中止に関しての意思決定及び当該工事の中止を書面で通知したことを確認できない。

事務所は、指示工事の中止について適正に意思決定を行った上で、書面で通知されたい。

(森林事務所)

(5) 業務実績に応じて適正に契約変更すべきもの

鳥しよ農林水産総合センターは、東京港管理事務所日の出入倉において、鳥しよ地域等における農林水産業の振興のほか、同行舎の管理を行っている。

ところで、センターは、庁舎の警備及び来庁者の案内を目的として、表6のとおり、警備業務委託契約を締結している。この契約は当初、閉庁日のみを業務の対象としていたが、センターは、閉庁日に庁舎の定期清掃及び機器の保守点検を行うため、平成25年7月22日に、8月以降の毎月2回(合計16回)の閉庁日にも警備業務を行うとする契約変更をしている。

この閉庁日の警備業務実績について、警備業務日誌により確認したところ、16回中9回の実績であるが、センターは委託代金の全額を支出していることが認められた。

このことについて、センターは、機器保守点検のほとんどを閉庁日に実施できたことに伴い、閉庁日の警備業務は庁舎の定期清掃日のみの実施としたことによるものであり、受託者の都合によって警備業務日数を減らしたのではないため全額を支出したとしている。

しかしながら、警備業務実績のない日について代金を支出することは適正でなく、表7のとおり、契約変更によって警備日数を減じ、その日数に相当する金額8万1,900円(監査事務局試算)を減額すべきであった。

センターは、業務実績に応じて適正に契約変更されたい。

(鳥しよ農林水産総合センター)

(表6) 警備業務委託契約の状況

区分	件名	契約期間	契約金額(円)	受託者
変更後	a	平成25年度東京港管理事務所日	5,229,216	K
当初	b	の出入倉警備保安管理業務委託	5,042,016	
契約変更額(閉庁日16日分の金額)		a-b	187,200	

(表7) 契約金額を変更すべき額の試算

区分	閉庁日1日当たり単価(税込)	閉庁日警備業務実施日数	金額
既支出額(誤)	a	16日	187,200円
実績混合の金額(正)	b	9日	105,300円
差引(減額すべき額)		a-b	81,900円

(注) 閉庁日1日当たりの単価は、契約変更額187,200円を16日で除した金額である。

(財産)

(その他)

(6) とうきょう元気農場事業について

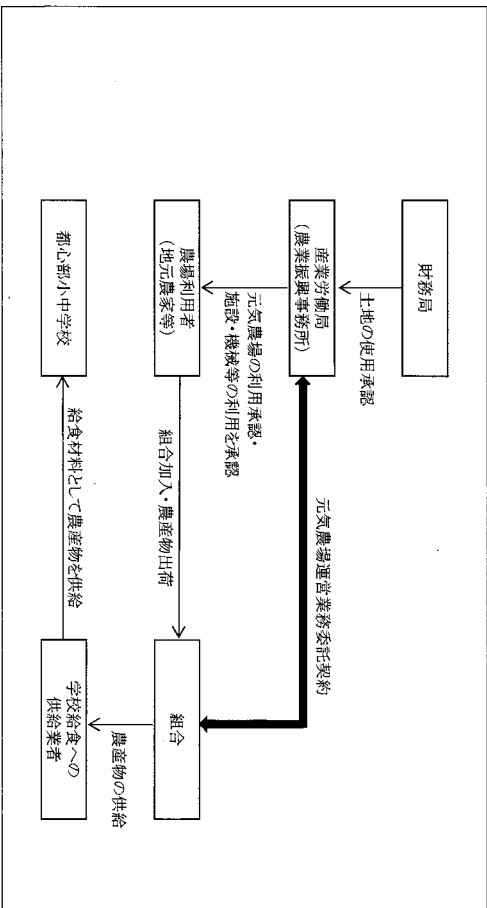
農業振興事務所は、鳥しよを除く都内地域において、農業に係る技術及び経営の支援等の事業を所管しており、その一事業として、都内農産物の地産地消の拡大を図ることを目的として「とうきょう元気農場事業」を行っている。

この事業は、図1のとおり、

- ① 産業労働局が財務局から、無償で都所有地(所在地:八王子市大谷町ほか、面積:約8万1,950㎡)の使用承認を受け、所はその都所有地を「とうきょう元気農場(以下「農場」という。)として整備する
 - ② 所は、この事業に賛同した地元農家等を農場利用者(以下「利用者」という。)とし、利用者は無償で農場を利用する
 - ③ 所は、利用者で構成する組合と委託契約を締結し、組合は、利用者が生産・収穫した農産物を、供給業者を通して都心部の学校給食へ供給する(以下「農産物供給業務」という。)
- となつていて、

ところで、この事業の運営状況について見たところ、以下のとおり不適正な状況が認められた。

(図1) とうきょう元気農場事業の仕組み



ア 利用規程に利用申込み等の手続に関する定めを整備し都と利用者との法律関係を明確にするべきもの

所は、農場の利用者に関する事項や利用に当たつての順守事項等について「とうきょう元気

農場利用規程」(平成25年4月1日付24農振第804号。以下「利用規程」という。)を定めている。

ところで、利用申込み等の手続について確認したところ、利用規程によれば、利用者は、都が推進する「食の安全安心・地産地消拡大事業」の趣旨に賛同し、都心の学校給食の食材等の農産物の生産を行うものとする定められているが、利用申込み等の手続に関する定めがないだけでなく、都と利用者との法律関係が、農場の貸借の関係であるか、農産物の生産を委託している関係であるかが明確でない状況が認められた。

所は、利用規程に利用申込み等の手続に関する定めを整備し、都と利用者との法律関係を明確にされたい。

(農業振興事務所)

イ 規格に適合しない農産物の取扱いについて仕様書に定めるべきもの

委託契約のうち農産物の学校給食への供給管理業務について、仕様書では、受託者である組合は、①学校給食への供給計画を所と協議の上決定する、②供給計画に基づき供給管理を行う、③供給実績を毎月末に所に提出すると定められている。

ところで、組合は、利用者から出荷された農産物について、大きさや形状など学校給食の規格に適合する農産物と規格に適合しない農産物とを選別し、規格に適合する農産物を学校給食に供給しているが、規格に適合しない農産物については、仕様書に取扱いの定めがないことが認められた。

規格に適合しない農産物であっても、学校給食以外の流通を通じて地産地消を拡大できることから、こうした農産物の取扱いについても仕様書に定める必要がある。

所は、規格に適合しない農産物の取扱いについて、仕様書に定められたい。

(農業振興事務所)

ウ 施設及び備品の管理を適正に行うべきもの

「平成25年度食の安全安心・地産地消拡大事業とうきょう元気農場運営業務委託」(契約期間：平成25.4.1～平成26.3.31、契約金額：480万6,000円、以下「委託契約」という。)では、組合は、農産物供給業務のほか、都が所有する農場内の施設及び備品類の管理業務(以下「農場管理業務」という。)を行うこととしている。

ところで、とうきょう元気農場において、都が所有する農作業や集出荷に要する施設及び備品類について見たところ、以下のとおり、不適正な状況が認められた。

(ア) 委託契約における農場管理業務について

- a 組合の所有物であるパソコンは、農場管理業務の対象外であるにもかかわらず、その対象となっている。
- b 都が設置した仮設トイレ2基及び表8の項番1、3、4の施設が、農場管理業務の対象

から漏れている。

- 。農場管理業務対象の備品類について、契約期間終了時(年度末)の数量確認を行っていない。

(イ) 利用規程における機械等の利用について

利用規程では、利用者は機械等の利用に当たっては利用管理簿に記載すると定められているが、対象となる機械等44点のうち、トラクターなど4点しか利用管理簿が作成されていない。

(ウ) 財産管理について

監査日(平成26.5.29)現在、表8の施設が都の財産として財産情報システムに登録されていない。

所は、施設及び備品の管理を適正に行われたい。

(農業振興事務所)

(表8) 財産登録から漏れている施設

項番	名称	規格及び数量	取得価格
1	農道	アスファルト舗装463.9㎡	2,088,811円
2	たい肥場	コンクリート造 3基	729,051円
3	フェンス	H=1.8m L=160.1m 門扉含む	4,446,187円
4	水道施設	ステンレス鋼管40mm×1,162.1m	16,275,595円
5	かんがい配水管	ホリエチレン管40mm×1,198.6m	4,058,422円
合 計			27,598,066円

(注) 施設の名称は工事設計書における名称とした。

中央卸売市場

1 指標事項

(支出)

(1) 工事の積算を適正に行うべきもの

多摩ニュータウン市場は、市場内の路面補修工事 (契約金額：79万8,000円、契約期間：平成25.6.11～平成25.6.27、契約相手方：A) 及び南門詰所前路面補修工事 (契約金額：81万9,000円、契約期間：平成25.9.26～平成25.10.11、契約相手方：A) に係る契約を締結している。

積算における単価は、局積算基準を見ると、標準的な工事の単価は、中央卸売市場で定めた標準単価を採用し、標準単価にない場合は、次のアからウまでの順位で採用することになっている。

- ア 建設資材定期刊行物
- イ 公表価格 (カタログ価格)
- ウ 見積価格

ところで、積算に見たところ、いずれの工事についても、場内路面の不良箇所を補修する単純な工事であることから、局で定めた標準単価を採用するべきであつたにもかかわらず、市場は見積価格を基に積算している。

また、南門詰所前路面補修工事について、市場が誤って実測面積 (58㎡) と相違する数字 (75㎡) を用いて設計したことにより、積算額が10万9,300円 (監査事務局試算) 過大なものとなつていた。

市場は、工事の積算を適正に行われたい。

(多摩ニュータウン市場)

(2) 契約事務を適正に行うべきもの

世田谷市場は、関連棟屋外便所漏水他補修工事 (契約締結日：平成25.11.22、契約金額：78万7,500円、契約期間：平成25.11.22～平成25.12.13、契約相手方：B) に係る契約を締結している。

本件契約には5件の工事が含まれており、水道の漏水補修のように緊急に実施する必要がある工事 (以下「緊急工事」という。) と排水管補修や食堂の排水管への点検口取付・高圧洗浄などのそうでないものが混在している。

ところで、契約書類に添付された工事記録写真及び市場の車両受付簿等の日付から、本件工事の主要な部分は、契約締結日前の平成25年11月16日に施工されていたことが確認された。

緊急工事については、工事が実施された日を基に契約手続を行うことが認められており、便所フロアジュネブル漏水補修に関する工事については、それに該当する。

しかしながら、市場が、緊急工事を含む本件契約について、実際に工事が実施された日とは異なる日付で施工したとして契約手続を行ったことは、事後契約となり、適正でない。

市場は、契約事務を適正に行われたい。

(世田谷市場)

(3) 契約手続を適正に行うべきもの

事業部は、世田谷市場南棟による電波障害が発生している地点 (対象戸数：1戸) における東京スカイツリー完成後の変化の有無を調査するため、世田谷市場周辺電波障害詳細調査委託 (契約金額：13万6,500円、契約期間：平成25.8.13～平成25.8.30、契約相手方：C) に係る契約を締結している。

部は、契約の仕様として、調査ポイントを3点、調査アンテナの高さを12mとし、9放送局の受信状況を調査することとしている。

ところで、本件契約の履行状況を見たところ、仕様で示された調査ポイントとは異なる地点を調査した報告が提出されていた。

これは、調査ポイントのうち1点において、既存の電柱が支障となったことから必要な調査ができず、受託業者が部からの指示により、他の調査ポイント1点で調査アンテナの高さを変え、調査ポイントを3点確保したことによるものであつた。

しかしながら、部は、調査ポイントの変更指示を行うに当たり、契約変更を行つておらず、部が、契約変更を行わないまま調査ポイントを変更したことは、適正でない。

部は、契約手続を適正に行われたい。

(事業部)

(4) 消防用機械器具等を適正に維持管理すべきもの

事業部は、豊島市場外7か所に設置される自動火災報知設備等 (契約金額：784万5,000円、契約期間：平成25.4.1～平成26.3.31、契約相手方：D) 及び消防設備 (契約金額：241万5,000円、契約期間：平成25.4.1～平成26.3.31、契約相手方：E) を適正に維持するため、経済性・効率性を高めるように、8市場を一括して点検保守委託契約を締結している。

各市場の場長は、消防法 (昭和23年法律第186号) に基づく防火管理者であり、受託業者から提出された点検報告を基に、不具合な箇所については速やかに改修を行う必要がある。

ところで、点検を実施した専門業者から提出された機能点検報告書 (平成25年6月から8月までにかけて報告) について見たところ、事業部は、煙感知器の不良、火災報知器の不鳴動、検定不合格の消防用ホースの設置、バルブハンドルの破損 (写真1)、泡消火設備の圧力計故障 (写真2)・表示灯破損 (写真3) など速やかな改善が求められる事項があるとの報告を受けたにもかかわらず、監査日現在 (平成26.1.28)、各市場がどのような改善措置を講じたのか、その状況を把握していなかった。

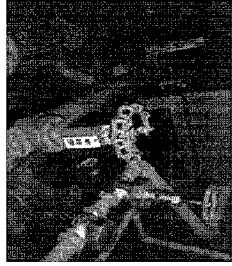
淀橋市場及び北足立市場において、改善措置状況を確認したところ、監査日現在 (平成26.

1. 2.0及び2.8）、使用が禁止されている消防用ホースが設置されていることが認められた。各市場が、当該消防用ホースは消防法による検定が不合格で、消防法によるリコール制度の対象製品であるとの報告を受けていたにもかかわらず、そのまま設置していたことは、適正でない。各市場は、消防用機械器具等を適正に維持管理されたい。

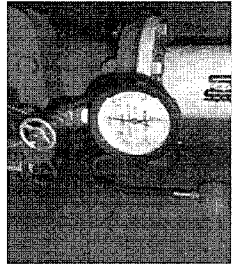
部は、自らが委託した点検の結果、不具合が報告された消防用機械器具等について、各市場に対し、速やかに改善するよう、適切な指導を行う必要がある。

部は、各市場に対して、消防用機械器具等の不具合を速やかに改善するよう、適切に指導されたい。

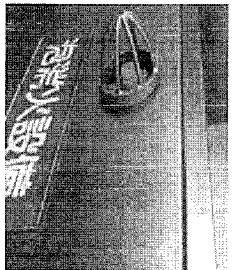
（淀橋市場）
（北足立市場）
（事業部）



（写真1）パンクハンドル破損



（写真2）泡消火設備圧力計故障



（写真3）泡消火設備表示灯破損

1 指摘事項
（重点監査事項）

（歳出）

（1）道路施設の点検等について

道路管理課は、局が管理する道路施設（トンネル、擁壁等）を安全に保全していくために行う、各種の点検について、「道路施設点検調査要領書」（平成25年9月改訂 建設局道路管理課。以下「要領書」という。）を定めている。

点検の概要は、表1のとおりである。

各建設事務所では、所管の道路施設について、要領書に基づき各種点検を行い、道路施設の異常・損傷を早期に見出し、必要な措置を講ずるとともに、計画的に補修・補強を行っている。

また、要領書によれば、各種点検のうち、各建設事務所において5年に1回実施する定期点検では表2のとおり、点検結果を4つの判定区分にランク付けしており、ランク1（対応の検討）又はランク2（注意）とされた道路施設については、要領書に基づき、対策工事（補修工事、補強工事）を実施していない場合、原則として、徒歩により目視で行う定期巡回を実施することとなっている。

ところで、これらの道路施設について、要領書に基づく点検等が適正に実施されているか見たところ、次のとおり、改善を要する事例が認められた。

（表1）「道路施設点検調査要領書」による点検の概要

点検の対象	トンネル、擁壁等の道路施設
管	各建設事務所
定期点検	5年に1回定期的に行う点検。目視に加えて、点検機械・器具により行う。専門技術者により行うことを原則とし、各建設事務所は、「道路施設定期点検調査委託」として専門業者に委託して実施
日常点検	○通常巡回 全ての道路施設に対し目視で行う点検。道路巡回（概ね1回/3日）時に随時実施。原則として、車両を使用し、車中から目視で点検する。 ○定期巡回 定期点検において判定区分がランク1又はランク2とされた道路施設に対して、変状の進行状況等を把握するために、ランク1は1年に1回、ランク2は2年に1回、定期的に行う点検。原則として、徒歩による目視で点検する。 地震・台風・集中豪雨等の災害が発生した場合、災害のおそれのある場合又は、通報や日常点検において異常が発見された場合に、その道路施設に対し、主にその安全性を確認するために行う点検
異常時点検	各種点検において、より詳細なデータの収集が必要と判断された道路施設に対し行う点検。目的に応じて特別な点検機械・器具等を用いて専門業者により行うことを原則とする。
詳細点検	

※ トンネルについては、表1の点検に加え、各建設事務所が行う定期点検では把握できない事項について、部が平成24年度・平成25年度の2か年で「トンネル詳細健全度調査」を実施している（判定区分は定期点検と同じ）。

(表2) 定期点検結果の判定区分及び措置

判定区分	状況	措置
ランク1：対応の検討	損傷が大きい又は道路利用者へ影響を与える可能性がある	必要な応急処置後、対策工事(補修工事、補強工事)又は詳細点検の実施を検討する。対策工事を実施していない施設に関しては原則1回/1年の定期巡回を行う。
ランク2：注意	損傷が中程度	原則1回/2年の定期巡回を行う。
ランク3：ほぼ健全	損傷が小さい	次の定期点検(1回/5年)まで、特に措置を要しない。
ランク4：健全	損傷がほとんどない	

ア 道路施設の定期巡回を適正に実施すべきもの

要領書によれば、定期点検でランク1(対応の検討)又はランク2(注意)と判定された道路施設については、原則として、定期巡回(ランク1は1年に1回、ランク2は2年に1回)を行い、定期巡回を行った場合には、定期巡回記録表(以下「記録表」という。)を作成することとなっている。

イ ところで、各建設事務所における、定期巡回について見たところ、以下の状況が認められた。

(ア) 第六建設事務所は、所が管理する道路施設について、「道路施設定期点検調査委託」契約(受託者：A、契約金額：566万8,950円、契約期間：平成20.11.17～平成21.3.15)を締結し、要領書に基づく定期点検を実施している。

この契約で調査した道路施設数は全146施設であり、そのうちランク1の道路施設が18施設、また、ランク2の道路施設が51施設と判定された。

ところで、平成25年度における所の定期巡回の状況を確認したところ、記録表を作成していないことから、定期巡回における点検結果が確認できない。

このため、要領書に基づいた点検内容及び頻度で定期巡回が実施されたとは認められず、適正でない。

(イ) 北多摩南部建設事務所は、所が管理する道路施設について、「道路施設定期点検調査委託」契約(受託者：B、契約金額：154万3,500円、契約期間：平成24.1.6～平成24.3.15)を締結し、要領書に基づく定期点検を実施している。

この契約で調査した施設数は全51施設であり、そのうちランク1の道路施設が8施設、ランク2の道路施設が6施設と判定された。

ところで、平成25年度における所の定期巡回の状況を確認したところ、記録表を作成していないことから、定期巡回における点検結果が確認できない。

このため、要領書に基づいた点検内容及び頻度で定期巡回が実施されたとは認められず、適正でない。

各所は、道路施設の定期巡回を適正に実施されたい。

(第六建設事務所)
(北多摩南部建設事務所)

イ 道路施設の詳細点検を実施しないと判断したことについて、適正に記録すべきもの

南多摩西部建設事務所は、所が管理する道路施設について、表3のとおり、道路施設定期点検調査委託契約を締結し、実施している。

所が管理する道路施設は800か所以上と数が多いことから、定期点検は、平成20年度及び平成21年度の2か年に分けて実施している。

要領書によれば、受託者は点検でランク1(対応の検討)と判定した道路施設について、詳細点検実施の要、不要の別とその理由を、所に報告する健全度判定表の「判定」欄に記すこととなっている。

ところで、表3の項番2の点検調査の結果、判定区分がランク1と報告された施設のうち、健全度判定表に、詳細点検実施が必要と記されているものが5施設あった。

この5施設について見たところ、表4のとおり、1施設は平成22年度から詳細点検を実施しているものの、残り4施設については、監査日(平成26.4.16)現在、詳細点検等を実施していない。

これについて所は、当該4施設は受託者より詳細点検実施が必要との報告はあったが、職員が現場を確認したところ、緊急性を要さず、目視による経過観察で足りると判断したとしている。

しかしながら、所はそのような判断に至った経緯を記録していないため、実際に現場を確認しているのが不明確であり、また、詳細点検が不要との判断をしたかどうかも確認できないことは適正でない。

所は、道路施設の詳細点検を実施しないと判断したことについて、適正に記録されたい。

(南多摩西部建設事務所)

(表3) 道路施設定期点検調査委託の契約状況

項番	契約件名	契約期間	契約金額	受託者
1	道路施設定期点検調査委託(南西の1)	平成20.10.3～平成21.3.15	7,507,500	C
2	道路施設定期点検調査委託(南西の1)	平成21.11.26～平成22.3.15	9,628,500	D

(単位：円)

(表4) 健全度判定表に詳細点検の実施が必要と記されている道路施設の事例

管理番号	施設種別	詳細点検の実施	理由	詳細点検実施年度
J16000160-02	擁壁	要	はらみが見られ、崩壊の危険性あり	平成22年度
J17360045-00	擁壁	要	はらみが見られ、崩壊の危険性あり	平成23年度
J17360016-00	擁壁	要	側面部で剥落のおそれの箇所あり	未実施
J16000220-00	擁壁	要	剥落防止のための補修が必要	未実施
J16000230-00	擁壁	要	剥落防止のための補修が必要	未実施

ウ 委託契約に係る完了検査を適正に行うべきもの

(ア) 道路管理部は、都道上のトンネルについて、各建設事務所が5年に1回実施している道路施設定期点検調査では把握できない、ひび割れの内部状況などの事項を詳細に把握し、予防保全型管理に必要となる資料を得ることを目的として、「トンネル詳細健全度調査委託（道管の5）」契約（受託者：E、契約金額：6,192万6,900円、契約期間：平成25.6.13～平成26.3.14）を締結している。

本契約では、第五建設事務所管内のトンネル3カ所、南多摩東部建設事務所管内のトンネル5カ所を対象とし、受託者は、調査終了後にトンネルの概要（位置や延長など）及び点検結果等を記載した「施設台帳」、施設ごとの現況写真（トンネルの起点、中間、終点など）が掲載された「写真台帳」などを提出することとしている。

ところで、提出された施設台帳及び写真台帳について見たところ、表5の各トンネルの現況写真の一部が、過去に第五建設事務所（平成20年度）及び南多摩東部建設事務所（平成22年度）が実施した、道路施設定期点検調査時の写真と同一であることが認められた。

例えば、新小岩アンダーパスについて見ると、写真台帳には鉄筋が露出した写真が掲載されているが、鉄筋露出は既に補修済みであり、そのため写真台帳と現状が一致していない。一方、施設台帳には、鉄筋露出に関する記述はないことから、写真と点検結果の記述も一致しないものとなっている。

このことについて、部は、両所が平成20年度又は平成22年度に実施した道路施設定期点検調査の電子データを本契約の参考資料として受託者に貸し出したところ、受託者が、今回撮影した現況写真を掲載すべき写真台帳に、誤って当該データの写真を掲載してしまったものであるとしている。

このように、提出された写真台帳などが不十分なものであるにもかかわらず、部が、完了検査を合格として委託代金を支出したことは適正でない。

(表5) 写真台帳の写真が誤っている事例

トンネル名	所管建設事務所	誤りの内容
新小岩アンダーパス	第五建設事務所	平成20年度に実施した道路施設定期点検調査の写真に掲載
山王隧道	南多摩東部建設事務所	平成22年度に実施した道路施設定期点検調査の写真を掲載
小山内裏トンネル		

(イ) 第六建設事務所は、所が管理する道路施設について、「道路施設定期点検調査委託」契約

（受託者：F、契約金額：661万5,000円、契約期間：平成25.12.6～平成26.3.31）を締結し、要領書に基づき定期点検を実施している。

6.3.31)を締結し、要領書に基づき定期点検を実施している。

ところで、仕様書により提出すべき成果品は表6のとおりであるが、監査日（平成26.6.10）現在、以下のとおりの不適正な事例が認められた。

a ①施設台帳、②点検結果総括表、③損傷図、④損傷写真台帳、⑤健全度判定表、⑥箇所別記録表、⑦安定度調査表の成果品については、調査した153施設分全てについて提出が必要とされるが6施設分について未提出であった。

b ⑧防災カルテ（擁壁等の現状をまとめたもの）の作成が必要な49施設全部について未提出であった。

要領書によれば、定期点検の結果、ランク1（対応の検討）（表2参照）と判定された施設については、⑨健全度判定表の「判定」欄に、詳細点検実施要・不要の別とその理由を記すこととされているが、ランク1と判定された2施設についてその記載がなかった。

このように、成果品が不十分なものであるにもかかわらず、所が、完了検査を合格として委託代金を支出したことは適正でない。

部及び所は、委託契約に係る完了検査を適正に行われたい。

(道路管理部)
(第六建設事務所)

(表6) 仕様書により提出すべき成果品の一覧

- ①施設台帳、②点検結果総括表、③損傷図、④損傷写真台帳、⑤健全度判定表、⑥箇所別記録表、⑦安定度調査表、⑧防災カルテ、⑨構造物リスト、⑩調査記録表、⑪施設別ランク別総括表、⑫施設一覧表、⑬付属施設の設置状況及び変状図、⑭路線特性評価

エ 委託調査に係るデータの確認を適切に行うべきもの

道路管理部は、平成24年度及び平成25年度の2か年度で実施した「トンネル詳細健全度調査」等の結果を踏まえ、部が管理するトンネルの効率的で効果的な維持管理を行うためのトンネル子防保全計画の素案を作成することを目的として、「トンネル子防保全計画検討業務委託」契約（受託者：G、契約金額：1,260万円、契約期間：平成26.1.16～平成26.3.25）を締結している。

仕様書によれば、素案作成に向けた業務として、対策工事実施に向けたトンネルの優先順位を検討することとなり、報告書では、平成24年度のトンネル詳細健全度調査の調査結果で、ランク1（対応の検討）と判定されたトンネルを、優先的に対策工を検討すべき対象として、素案が作成されている。

ところで、本委託の基礎資料として使用された、平成24年度の「トンネル詳細健全度調査委託（道管の1）」契約（受託者：H、契約金額：4,164万6,150円、契約期間：平成24.8.31～平成25.3.15）の報告書によるランクを見たところ、表7のとおり、ランクの判定が誤っていることが認められた。このため、本委託においても表7の10トンネ